

この「広報ひこね」は42,400部作成し、1部当たりの単価は14円（1円未満切り捨て）です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

住民票などの取得には、このような書類が必要です 市民課の窓口での証明書の申請

3月から4月にかけては、引っ越しのシーズンです。また、進学や、就職など、生活が変わる時期でもあります。

市役所でも、毎年この時期は、住民票や、印鑑登録証明書などの取得に来られる人が、大幅に増えます。

下の表は、市民課窓口での、これらの証明書の取得にかかる費用と、必要な書類の一覧です。市役所にお越しになる前に、ぜひ一度ご確認ください。

問い合わせ先 市市民課 ☎30-6111、
FAX22-1398



証明書の種類	証明書に記載されている内容	発行手数料	申請に必要な書類
住民票の写し	氏名、住所、生年月日、性別、前住所、住民となった日など	1通 300円	窓口に来られる人の本人が確認できる書類 ^{※1} (本人または同一世帯以外の人が申請するときは委任状も必要)
住民票記載事項証明書	氏名、住所、生年月日、性別など	1通 300円	窓口に来られる人の本人が確認できる書類 ^{※1} (本人または同一世帯以外の人が申請するときは委任状も必要)
印鑑登録証明書	印鑑登録している印鑑の、印影、住所、氏名、生年月日	1通 300円	印鑑登録証
外国人登録原票記載事項証明書	国籍、氏名、生年月日、性別、住所など	1通 300円	窓口に来られる人の本人が確認できる書類 ^{※1} (本人および同一世帯以外の人が申請するときは委任状も必要)
戸籍謄抄本 (全部、一部事項証明書)	本籍地、筆頭者氏名、氏名、出生などの身分事項	1通 450円	窓口に来られる人の本人が確認できる書類 ^{※1} 印鑑 (本人または直系尊属 ^{※2} 以外の人が申請するときは委任状も必要)
除籍・改製原戸籍謄・抄本 (全部、一部事項証明書)	本籍地、筆頭者氏名、氏名、出生などの身分事項	1通 750円	窓口に来られる人の本人が確認できる書類 ^{※1} 印鑑 (本人または直系尊属 ^{※2} 以外の人が申請するときは委任状も必要)
戸籍附票	本籍地、筆頭者氏名、氏名、住所の履歴など	1通 300円	窓口に来られる人の本人が確認できる書類 ^{※1} (本人または直系尊属 ^{※2} 以外の人が申請するときは委任状も必要)
身分証明書	本籍地、氏名、生年月日、後見登記・破産に関すること	1通 300円	窓口に来られる人の本人が確認できる書類 ^{※1} (本人以外の人が申請するときは委任状も必要)

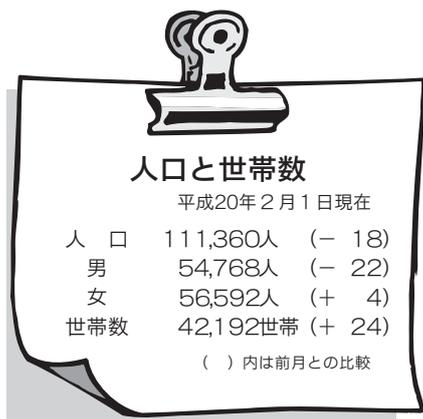
※1 「窓口に来られる人の本人が確認できる書類」

窓口での本人確認には、次の3つの書類のいずれかが必要です。

- ①官公署が発行した顔写真つきの証明書（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど）
- ②官公署、および官公署に準ずる団体が発行した書類（健康保険証、年金手帳など）
- ③「①、②」の書類がない場合は、その他、本人しか持ち得ないと考えられる書類**2つ以上**（預金通帳、キャッシュカード、社員証、診察券など）

※2 「直系尊属卑属」

「直系」とは、人と人との関係が、親子の関係で続いている系統のこと。「直系尊属」とは、父母や祖父母などを、「直系卑属」とは、子や孫などを指します。



「広報ひこね」は、環境に配慮し古紙配合率70%の再生紙を使用しています。また、揮発性有機化合物の発生を抑えた大豆油インキを使用し、印刷は有害な廃液を排出しない水なし印刷を採用しています。廃棄する場合には古紙回収に出してください。